

令和8年度白石市職員健康診断等業務 仕様書

1. 業務の目的

労働安全衛生規則第44条の規定により、常時使用する労働者に対し、事業者として義務付けられている定期健康診断を実施することにより、職場における労働者の疾患等を早期発見し、安全及び健康増進の保持に資する。

2. 業務の概要

健康診断等の円滑実施に向けての事前準備、安全で精度の高い健康診断の履行、個人及び団体用結果通知書その他必要とする結果通知書等の迅速な納品と健康診断等結果に関する事後相談、資料提供等の付随業務全般とする。

3. 履行期限

令和9年3月31日

4. 日程・場所

令和8年10月5日（月）・令和8年10月9日（金）・
令和8年10月19日（月）・令和8年10月26日（月）・
令和8年10月28日（水）の内、いずれか異なる曜日の2日間で実施
会場：健康センター（2階） 大会議室ほか
受付時間（予定）：男性職員 8時40分～10時10分
女性職員 10時20分～11時50分
13時30分～15時00分

5. 検査項目及び受診見込人数等

【職員の定期健康診断】

対象者は、原則として市職員全員及び会計年度任用職員（宮城県市町村職員共済組合及び公立学校共済加入者）とする。ただし、人間ドック受検者を除く。

- ・基礎健診 診察（聴打診）、血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、
身体計測（身長・体重）、視力検査、聴力検査、
生活習慣及び既往歴等の問診票
- ・血液検査 HDL コレステロール、LDL コレステロール、中性脂肪、AST、
ALT、γ-GTP、ALP、血糖、クレアチニン、貧血
- ・腹囲測定
- ・HbA1c
- ・眼底検査（両眼）
- ・胸部X線検査
- ・心電図検査
- ・採血

受診見込数363人 × 各検査項目等単価 × 1.10（消費税分）

※受診見込数は人間ドック受診者除く全常勤職員＋会計年度任用職員（宮城県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合加入者）

過年度実績

令和5年度：324名 令和6年度：311名 令和7年度：314名

【肺がん検診】

対象者は、35歳以上の職員（平成4年4月1日までに生まれた者）とする。

※会計年度任用職員を除く

- ・喀痰細胞診検査（3日間痰をとる）

受診見込数100人 × 各検査単価 × 1.10（消費税分）

過年度実績

令和5年度：83名 令和6年度：79名 令和7年度：87名

【大腸がん検診】

対象者は、35歳以上の職員（平成4年4月1日までに生まれた者）とする。

※会計年度任用職員を除く

- ・免疫学的便潜血反応検査（2日間便をとる）

受診見込数100人 × 各検査単価 × 1.10（消費税分）

過年度実績

令和5年度：69名 令和6年度：78名 令和7年度：70名

【前立腺がん検診】

対象者は、50歳以上の男性職員（昭和52年4月1日までに生まれた者）とする。※会計年度任用職員を除く

- ・P S A（腫瘍マーカー）（前立腺特異抗原値を測定する）

受診見込数 40人 × 検査単価 × 1.10（消費税分）

過年度実績

令和5年度：42名 令和6年度：37名 令和7年度：33名

6. 従事者について

当日従事者については必ず有資格者（医師、臨床検査技師、保健師、看護師、臨床放射線技師等）があたるものとし、免許証等の有資格の提示を求める場合がある。なお、従事者が正規職員でない場合においても、上記資格を有するものとする。

7. 使用機器材及び会場の準備その他について

- ① 健康診断等に使用する機材、器材、備品及び消耗品等はすべて受注者の責任

において準備するものとする。また、採血針等は、常日頃より安全性の高い製品への使用変更を行っていくこと。常に点検整備補充を怠らないこと。

- ② 健康診断等に伴い発生した一切の廃棄物の処理は受注者がすべて行う。採血で使用したディスポーザブル注射器、汚染した血液の付着したガーゼ、綿花類、傷テープ類の処理等においては、肝炎等その他の感染防止策を講じること。検査従事者を介しての感染を防ぐため手指の消毒等徹底して行うこと。検査用器具等も充分消毒すること。
- ③ 会場の表示物の配置及び撤収、使用箇所の現状復旧を行うこと。会場で使用するイス、テーブルは市が準備する。数量、レイアウト等は、契約締結後に協議して決定する。
- ④ 健康診断等業務実施における受付から終了までの全業務を行うこと（会場での測定、検査等のほか、検体を持ち帰り検査することを含む）。
- ⑤ 災害等の事由により実施期間等の変更が必要となった場合は、別途協議の上決定する。
- ⑥ 実施日に受診できない職員がいる場合、別途協議し、健診センター等での受診機会を設けること。

8. 記録の整備

受注者における記録等の保存期間：令和10年3月31日まで

内容：個人結果通知書及び事業主保存用健康診断個人票への記載事項

9. 受注者としての基本的姿勢、取組について

- ① 各検査項目の精度管理に関してどのように取り組んでいるか書面で提示を求める場合がある。特に血液検査実施後の検体の処理については、自社における検査、外部委託の臨床検査機関による検査にかかわらずその精度管理に責任をもつこと。
- ① 不測の事故発生時には決してミスを隠さず速やかに市に報告し、迅速な措置をとること。受診者に身体面での被害を与えた場合等は、治療費等を支払うこと。また、精神的苦痛に対しても十分な事後のケアを行うこと。

10. 守秘義務・プライバシーの保護について

個人情報については、個人情報保護法の規定を遵守すること。

11. 受診票（個人票）について

受注者は予め受診票（個人票）を準備し、市が提供する対象者データ（事業所名、所属名、氏名、性別、生年月日、所属コード等）を正確に印字し、所属別、職員番号順に対象者名簿を作成の上、指定日に納品すること。受診票の印字については、年齢、生年月日、前回の結果等についてはプライバシー保護の観点から、内面等に印字する等、外から容易に見えないようにすること。なお、納品の際には、名簿順かつ各所属毎にまとめること。詳細は契約締結後に協議して決定する。

1 2. 健康診断結果報告について

結果報告書の種類

- ◎個人結果通知書
- ◎事業主保存用健康診断個人票
- ◎健診結果データ（形式：Excel、CSV 等）
- ◎結果集計表

- ① 原則として、検査終了後 2～3 週間以内をめどに精密検査等の必要性の有無を付した結果通知書を封入封緘及び所属別、職員番号順に対象者名簿を作成の上、納品するものとする。納品前には、受診者データの入れ替わり、データの順番のズレ、検査結果の入力ミス等ないかチェックのうえ、責任をもって納品すること。
- ② 個人結果通知書及び事業主保存用健康診断個人票には、前回受診結果を表示すること。前回受診結果は、必要に応じて市が提供する。
- ③ 高血糖値を呈している場合や急性肝炎の疑い、心電図異常緊急所見、その他緊急を要する場合は、結果納品前でも緊急データとして報告すること。
- ④ 要精密検査、二次検査、要指導職員への事後フォロー面、結果について職員からの相談への対応に関しては、市との相談に応じること。

1 3. その他

- ① 会場の換気や、手指消毒用アルコール設置等、感染症防止対策に務めること。
- ② 上記記述の他、確認点や疑義が生じた場合は、必要に応じて市と協議して決定する。